

国連平和協力法制定に反対する わだつみ会声明

自民党は党綱領に「憲法改正」を掲げ、「戦力なき軍隊」をNATO(北大西洋条約機構)列強に伍する戦力をもつ自衛隊にまで育てあげた。戦後、国際犯罪として断罪されたアジア太平洋戦争への反省に立つ「非武装 戦争放棄」を宣言した憲法第9条と自衛隊法との両立は、如何なる法解釈をもつても不可能で、憲法学者の間では「自衛隊違憲論」が通説となっている。自衛隊の前身 警察予備隊の創設に当たってマッカーサーが憲法論議の避けられない国会での審議を許さず、ポツダム政令によつた理由もここにあり。

政府 自民党は、イラク軍のクウェート侵攻を好機に、「国連平和協力法」を制定して自衛隊の海外派兵を実現し、憲法第9条を死文化して、自衛隊の正規軍としての認知を迫っているが、国連はイラクに対する経済制裁を決議したのであつて、いわゆる多国籍軍の出兵や自衛隊の派遣を求めてはいない。

保安隊から自衛隊へと名称を変えながら、度重なる解釈改憲を経て、わが国は今や米ソに次ぐ世界第3位の軍事費大国となつており、日本軍の非道な侵略を受けたアジア諸国は、軍国日本の復活に警戒を強めている。アジアにはフィリピンなどの政情不安の国があり、また、日本企業の進出をめぐつて公害や労働問題等のトラブルも生じている。国連平和協力法が成立して自衛隊の中東派兵の実績を許せば、友好国の政府が部族対立や反政府暴動などで危機に陥つたり、現地で反日運動が激化した場合、邦人保護と権益の確保に自衛隊が出動するだろう。それこそ、アジアを犠牲にして近代化を強めた脱亜入欧思想にもとづく富国強兵政策の再現である。

国民のなかには、自衛隊の中東派兵が徴兵制の復活につながる危険を指摘する声があるが、それは決して杞憂ではない。鈴木内閣は野党議員の質問に対し、現憲法のもとでは「徴兵制は違憲」との閣議決定を発表したが、その理由として軍隊の保持を禁止した憲法第9条ではなく、「個人の尊重と公共の福祉」について定めた憲法第13条と「奴隷的拘束及び苦役からの自由」を保証した憲法第18条を挙げている。

徴兵制を布く欧米諸国にも、わが国の憲法第18条に相当する人権規定があるけれども、そのために徴兵制が違憲とされた例はない。「国家の防衛は国民の当然の義務で、徴兵制はここにいつその意に反する苦役には当たらない」との再軍備論者の意見もある。憲法第9条がその歯止めでないならば、徴兵制を「外国の攻撃から

国を守る公共の福祉のための正当な権利の制限」と認める憲法解釈が出てくるだろつ。戦争に反対する者が「非国民」と非難され、徴兵忌避者が重罰を受けた戦前の再来を、絶対に許してはならない。

昭和天皇の即位の大典が行われた 1928年には、三・一五事件の共産党弾圧があり、治安維持法が改正されて国体(天皇制)変革の罪に死刑が加わった。そして、居留民保護の名のもとに前年に続き第二次山東出兵を強行し、わが国は「満蒙を帝国の生命線」として十五年戦争へと突入して行ったのであった。

来月には明仁天皇の即位行事が厳戒の中で挙行される。先日、最高裁は69年と71年の2件の破防法違反事件について初めて煽動罪を適用し、有罪判決を下した。これをバックに、政府は天皇制の打倒を主張し、即位の礼大嘗祭粉砕を唱えてゲリラ闘争を公言している組織に対し、破防法による団体規制に踏み切る構えである。

大正デモクラシーから昭和ファシズムへと転落して行く昭和初年と「平成の門出」を対比するとき、そこに歴史の転換点に立っている日本の姿を見る。明仁天皇は「憲法遵守」を明言しているが、即位を内外に宣明する 1990年を「平和憲法」葬送の年としてはならない。

私たちは、「正義」の名をかりて人民を権力の防壁とする戦争を拒否し、「ここに改めて「不戦の誓い」を声明する。

1990年 10月 29日

日本戦没学生記念会(わだつみ会)